

表1 令和5年食中毒発生状況

発生日	発生場所(区)	患者数	原因食品等	原因物質	原因施設
3月2日	小倉南	18	不明(施設で調理された料理)	ノロウイルス	高齢者施設
5月9日	八幡西	1	不明	アニサキス	不明
5月16日	門司	1	しめ鯖(推定)	アニサキス	魚介類販売店
7月4日	八幡西	1	ごま鯖	アニサキス	飲食店

☆あけましておめでとうございます☆
 本年も「サニナビ北九州」をどうぞよろしくお願いたします。

令和5年の振り返り
 新年1号目では、昨年のトピックをいくつかご紹介いたします。

昨年1号目では、昨年のトピックをいくつかご紹介いたします。

昨年1号目では、昨年のトピックをいくつかご紹介いたします。



サニナビ北九州



北九州市保健所
 東部生活衛生課
 広域食品指導係
 小倉北区馬借 1-7-14 階
 TEL 093-583-2048
 FAX 093-583-2044

表2 特定原材料等28品目

分類	品目	表示義務
特定原材料	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)	義務
特定原材料に準ずるもの	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	推奨(任意)

アレルギー表示について
 昨年3月9日から、「くるみ」が食品表示基準に定める「特定原材料」に加わりました。(これまで「特定原材料」に準ずるものとして表示が推奨される品目のひとつでした。)

新基準に対応するための猶予期間(経過措置)の期限は令和7年3月31日です。できるだけ早く原材料や製造方法の再確認と容器包装の改訂を済ませましょう。

なお、現在のアレルギー表示の対象は表2の28品目です。

ノロウイルス感染症は冬季に流行しやすいと言われていますが、昨年は暖かくなつてから食中毒が発生しました。春以降も油断禁物ですね。

表3 営業の承継等についての運用

	運用	前営業者の手続き	新営業者の手続き
改正前	原則不可 個人の相続、法人の合併等で認められる場合がある	廃業届	新規許可申請
改正後	令和5年12月13日以降は、第三者を含む個人又は法人に営業許可を引き継ぐことが可能	なし(※)	承継届

※新営業者から書類・資料の提供等を求められる場合があります

営業許可等の承継について
 法改正により、昨年12月13日以降の事業の承継や譲渡に関する運用が変わりました。改正の概要は表3のとおりです。

規制が緩和されたようにも見えますが、許可に関する重要な手続きである点は変わりません。確実に手続きを行うため、事前に保健所へご相談ください。

主な注意点

- 改正後のルールが適用される前に行われた承継等には改正前の規定が適用されるため、新規許可が必要です。
- 何らかの理由で前営業者の許可が無効になっていた場合、新営業者は適法に許可を引き継ぎません。
- 許可の有効期間、条件等はそのまま引き継がれるので、許可書等をよく確認しておきましょう。

編集後記

今年の写真テーマは、2024年が「美味しい」でいっぱいになるようお願いを込めて「お菓子」にしました。

今月の写真は「わらびもち」です。



令和6年は何がある? 左のとおり、すでに期日の決まっているトピックがいくつかあります。

営業許可に関する経過措置について
 令和3年6月1日に新設又は対象が拡大された営業許可業種について、該当する営業者の方が許可を取得するための猶予期間(経過措置)が本年5月31日で終了します。

これまで許可が不要な品目を製造していた方でも、6月1日以降に「水産製品」「液卵」「めんどう(半製品)」「漬物」を製造する場合は必ず許可が必要になります。まだ手続きがお済みでない方、許可の無い営業者に心当たりのある方は保健所にご連絡ください。

広域食品指導係の移転について
 以前にもお知らせしていますが、昨年7月、広域食品指導係の拠点を総合保健福祉センター4階(小倉北区馬借)に移しました。

中央卸売市場管理棟3階(小倉北区西港)の事務所は、支所として市場内の業務に特化させて使用しています。

本件に限りませんが、処理が終わった手続きは原則後から訂正できません。事業の承継には多方面の調整が必要と考えられるので、計画的に手続きを行ってください。